

審查基準整理票

処分名	要介護認定の更新		
根拠法令名	介護保険法（平成9年法律第123号）	（条項）第28条第4項において準用する第27条第7項	
基準法令名	介護保険法（平成9年法律第123号）	（条項）第28条第4項において準用する第27条第5項及び第7項	
	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）	（条項）第1条及び第3条	
所管部署	健康福祉部 介護保険課 認定審査係		
標準処理期間	30日	法定処理期間	30日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 要介護認定の更新は、介護保険法第28条第4項において準用する第27条第5項の規定に基づき介護認定審査会が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条及び第3条に定める基準に従って審査及び判定を行った結果に基づき行うものとする。 なお、当該省令は担当課において備え置く。			

参 考

【根拠法令】

介護保険法

(要介護認定の更新)

第二十八条 1～3 略

4 前条(第八項を除く。)の規定は、前二項の申請及び当該申請に係る要介護更新認定について準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5～10 略

(要介護認定)

第二十七条 1～4 略

5 認定審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る被保険者について、同項各号に規定する事項に関し審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。この場合において、認定審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、市町村に意見を述べることができる。

- 一 当該被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項
- 二 第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス又は第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等の適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項

6 略

7 市町村は、第五項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護認定をしたときは、その結果を当該要介護認定に係る被保険者に通知しなければならない。この場合において、市町村は、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

- 一 該当する要介護状態区分
- 二 第五項第二号に掲げる事項に係る認定審査会の意見

8～12 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。